

「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」、「登録講習機関等監査実施要領」等の
一部改正（案）について

I. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和4年12月5日に施行され、無人航空機の機体認証、型式認証及び無人航空機操縦者技能証明等の制度が創設され、令和4年12月5日に施行された。

今般、無人航空機操縦者技能証明制度に係る登録講習機関の登録、監査等に関する通達について、これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化及び明確化を図るため、所要の改正を行う。

II. 改正の概要

1. 登録講習機関の登録等に関する通達

（1）登録講習機関の登録等に関する取扱要領

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の69の規定による登録講習機関の申請に関する具体的な事項及び関連する事務の取扱いを定めている「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」（令和4年国空無機第193915号）について、次に掲げる事項について改正を行う。

- ア. 申請者が登録の申請を行う際に提出する事務規程、その添付書類等の記載内容の要件がより明確になる様に説明を追加する。
- イ. 登録事項の変更及び事務規程の変更の届出の際に提出が必要な添付資料を明確に記載する。
- ウ. 休廃止を行う登録講習機関について休廃止前に無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）第6条第7号に規定される外部の者（以下「監査実施団体」）による監査を受ける必要があることを明記する。
- エ. その他、所要の改正を行う。

2. 登録講習機関の監査等に関する通達

（1）登録講習機関等監査実施要領

省令第6条第7号に規定される監査実施団体による監査の実施要領に関する具体的な事項を定めている「登録講習機関等監査実施要領」（令和5年国空無機第298802号。以下「監査実施要領」という。）について、次に掲げる事項について改正を行う。

- ア. 随時監査を実施するあたり航空局が随時監査の必要性について確認を行うことを必須とする。
- イ. 計画的監査の実施方法について、登録講習機関等の有効期間内において、少なくとも一回実地での監査を実施すれば良いこととする。
- ウ. 入学、学科講習、実地講習及び修了審査等に係る記録の書面監査における最小のサンプリング数を設定する。

- エ. 一等無人航空機操縦士の学科講習、実地講習、修了審査等に関する監査員の要件について、二等無人航空機操縦士技能証明を有しておりかつ技能証明取得後に6月の飛行経験を有する者でも良いこととする。
- オ. 学科講習、実地講習、修了審査等の監査を行うために必要な技能証明について、飛行機に係る講習に関する監査については、飛行機についての技能証明とし、それ以外の監査については、回転翼航空機（マルチローター）又は回転翼航空機（ヘリコプター）についての技能証明とする。
- カ. 四半期ごとの監査結果の取りまとめ及び航空局への報告が必要としていた記載を削除し、不要とする。
- キ. その他、所要の改正を行う。

(2) 登録講習機関等監査実施細則

監査実施要領に基づき、登録講習機関等の監査を行うにあたって必要な細目的事項を定めている「登録講習機関等監査実施細則」（令和5年国空無機第299183号）について、監査実施要領の改正に伴い必要となる改正を行うとともに、次に掲げる事項について改正を行う。

- ア. 監査実施団体が登録講習機関等に監査報告書を提出する際に、監査報告書に監査実施団体の役員名が記載された最新の監査実施団体の登記事項証明書の写しを添えることとする。
- イ. その他、所要の改正を行う。

(3) 登録講習機関等監査実施団体について

登録講習機関等監査実施団体の要件及び願出等の関連する手続を定めている「登録講習機関等監査実施団体について」（令和5年国空無機第299161号）について、監査実施要領の改正に伴い必要な改正を行うとともに、次に掲げる事項について改正を行う。

- ア. 監査事務規程に監査を実施できない登録講習機関等の名称を記載し、それらの登録講習機関等への監査を実施しないことを明記することとする。
- イ. 監査員が願出を行う者の役員又は被雇用者のいずれでもない場合に、願出を行う者と当該監査員との間で締結された書類（例：業務委託契約書等）を添付することとする。
- ウ. 訓練教官が要領の資格要件を満たしていることを証する資料を添付することとする。
- エ. 監査事務規程に監査対象となる登録講習機関等の講習の区分を記載することとする。
- オ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前1年以内に作成されたものに限る。）を提出しなければならないこととする。
- カ. 登記事項証明書に記載がある役員全員の住所及び生年月日を示した住民票等の写しを提出することとする。
- キ. 監査実施要領3.3(1)の必要な要件を監査員が満たしていることを証明する書類を提出しなければならないこととする。
- ク. ホームページへの掲載取りやめになる要件について、監査事務規程に即した適切な監査を実施していないと認められた場合又は登録講習機関等に対し、年に1回以上の監査実績がないと認められる場合を追加することとする。
- ケ. その他、所要の改正を行う。

IV. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和5年12月頃

施行：令和5年12月頃

（一部の通達においては、令和6年3月1日までの経過措置を設ける。）